

○令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項  
第五号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）  
に掲げる場合に該当するかどうかの基準）

（令和元年六月二十八日）

（農林水産省告示第四百八十号）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第四条第一項第五号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次のように定める。

当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第五号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

- 一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者が当該農薬に暴露する程度が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。
- 二 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の人に対する影響に関する試験成績、家畜（蜜蜂を除く。以下この号において同じ。）に対する影響に関する試験成績その他農林水産大臣が必要と認める資料に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して農薬使用者又は当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けるおそれがあると認められること。
- 三 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。
- 四 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜に対する影響に関する試験成績に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けることにより、当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められること。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 当該農薬について第一号に規定する基準が定められるまでの間、当該農薬についての同号の規定の適用については、同号中「農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しない」とあるのは、「当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれがあると認められる」とする。
- 3 当分の間、第二号に規定する試験成績に係る試験のうち一部の実施が困難なものとして農林水産大臣が認める農薬についての同号の規定の適用については、同号中「暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量である」とあるのは、「影響に関する試験成績（当該試験成績に係る試験の実施が困難なものを除く。）に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある」とする。